

ストックホルム条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約締約国会議（合同セッション）の結果の概要

令和元年5月14日

1. 会議の概要

2019年4月29日～5月10日にジュネーブ（スイス）において、ストックホルム条約、バーゼル条約、ロッテルダム条約の各締約国会議（COP）が開催され、3条約の共通の課題である技術支援、事業計画・予算、国際協調等について合同で議論が行われました。

2. 会議の成果

（1）技術支援

2020-2023年の技術支援計画が採択されました。また、事務局に対し、2020-2023年技術支援計画の進捗状況について、次回の締約国会議に報告することを求めました。

さらに、途上国及び経済移行国に対する技術支援及び能力開発に係るニーズについて、引き続き情報の収集を進めることが決定されました。

その他、バーゼル条約及びストックホルム条約地域センターの役割の強化や活動の透明性の向上についても議論されました。

（2）事業計画・予算

3条約の事務局の2020年～2021年の事業計画と予算が決定されました。

（3）国際協調

UNEPと連携した化学物質及び廃棄物の管理に係る国連決議の実施への協力、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）事務局や水俣条約暫定事務局との連携強化のために事務局が実施した活動が報告されました。また、3条約事務局として「化学物質の適正管理のための国際機関プログラム」（IOMC）に参加することや、3条約の事務局とUNEPの関係を明確にする覚書の内容等が決定されました。

なお、会議内容の詳細については、下記の3条約共同事務局のホームページで御確認ください。

○3条約共同事務局のホームページ（<http://www.brsmeas.org/>）